市町村議会で議決した意見書（平成29年6月）

平成29年7月24日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	盛岡市	安全・安心の医療・介護実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書	H29.6.27	1
2	北上市	地方財政の充実・強化を求める意見書	H29.6.23	2
3	北上市	30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育予算の拡充を求める意見書	H29.6.23	3
4	北上市	「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続を求める意見書	H29.6.23	4
5	久慈市	核兵器禁止条約の交渉会議への参加と条約実現への努力を求める意見書	H29.6.21	5
6	久慈市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書	H29.6.21	6
7	遠野市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書	H29.6.16	7
8	一関市	経営所得安定対策における米の直接支払交付金廃止後の農業・農村の保全対策の拡充を求める意見書	H29.6.23	8
9	陸前高田市	組織的犯罪処罰法改正案の強行成立に抗議する意見書	H29.6.20	9
9	二戸市	地方財政の充実・強化を求める意見書	H29.6.21	10
10	二戸市	憲法9条の改定に反対し、憲法を生かした政治の実現を求める意見書	H29.6.21	12
11	八幡平市	県道雫石東八幡平線の道路整備を求める意見書	H29.6.23	13
12	奥州市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書	H29.6.21	14
13	奥州市	「テロ等組織犯罪準備罪」を創設しないことを求める意見書	H29.6.21	15
14	金ケ崎町	日本政府は国連の核兵器禁止条約交渉に参加することを求める意見書	H29.6.13	16
15	金ケ崎町	「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案の慎重な審議を求める意見書	H29.6.13	17
16	普代村	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	H29.6.22	18
17	軽米町	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	H29.6.20	19
18	軽米町	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	H29.6.20	20
19	九戸村	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	H29.6.16	21
20	洋野町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成30年度政府予算拡充を求める意見書	H29.6.13	22
21	洋野町	核兵器禁止条約の国連交渉会議への参加と条約実現への努力を求める意見書	H29.6.13	23
22	一戸町	安全・安心の医療・介護実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書	H29.6.14	24
23	一戸町	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書	H29.6.14	25
24	一戸町	「テロ等準備罪」（共謀罪）創設について慎重な審議を求める意見書	H29.6.14	26

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 29 年６月 27 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、岩手県知事 【件　　　名】安全・安心の医療・介護実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書 長寿世界一を誇る日本の医療は，今日まで医師・看護師を初めとする多くの医療従事者の懸命な努力で支えられてきました。しかし，現在の医療・介護現場では，長時間過密労働に加え，医療技術の進歩や医療安全への期待の高まり，介護を必要とする高齢者の増加などで，医療・介護従事者の労働環境は悪化し，離職者も後を絶たず，深刻な人手不足になっています。 東日本大震災では，「医療崩壊」，「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり，その中で医師，看護師，介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。 よって，国（県）においては，安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤交替制労働の改善を図るため，次の事項について対策を講じられるよう求めます。 記 １　医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働者の労働環境を改善すること。 ①　１日８時間を基本に，労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保，夜勤回数の制限など，労働環境改善のための規制を設けること。 ②　夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。 ③　介護施設などにおける１人夜勤を早期に解消すること。 ２　安全・安心の医療・介護を実現するため，医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。 ３　患者・利用者の自己負担を減らすこと。 以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	**【議決年月日】** 平成 29 年６月 23 日 **【提　出　先】** 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、内閣府特命担当大臣（地方創生担当大臣）、内閣官房長官 **【件　　　名】** 地方財政の充実・強化を求める意見書 地方自治体は、子育て支援や社会保障、環境対策、地域交通の維持、防災・減災対策など果たす役割が拡大し、地方版総合戦略に基づく施策の推進等、新たな政策課題にも直面しています。増大する住民のニーズに対応するためには、収支バランスのとれた地方財政を確立させる必要があります。 国では、基礎的財政収支の黒字化が議論されていますが、財政再建目標の達成に集中するあまり、必要不可欠な行政サービスが削減されるようでは、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。 よって、国及び政府関係機関においては、平成 30 年度の政府予算の検討にあたり、地方財政の充実・強化に向けて次の事項を実現するよう強く求めます。 １　子育て支援、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。 ２　多様化し拡大を続ける社会保障の需要に対応するため、社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。 ３　住民の命と財産を守る防災・減災対策はこれまで以上に重要であり、防災拠点となる公共施設の耐震化や老朽化対策に取り組む地方自治体の負担軽減措置を拡充すること。 ４　平成 27 年度の国勢調査を踏まえた人口急減･急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税のあり方を引き続き検討すること。 ５　税制改正を行う際には、自治体財政に与える影響を十分検証し、代替財源の確保など、財政運営に支障が生じることないよう考慮すること。 ６　地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」「歳出特別枠」「重点課題対応分」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図り、社会保障、環境対策、地域交通対策などの経常的に必要な経費として振り替えること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 29 年６月 23 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】30 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育予算の拡充を求める意見書 子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員が教材研究や授業準備を行う時間を十分に確保することが不可欠です。さらに、不登校やいじめの深刻化、障がいのある子どもや特別な支援を必要とする子どもの増加など、課題は複雑化・困難化しており、学校現場ではより細やかな対応が求められています。そうした中、これまでの多くの調査によって、小中学校で勤務する教職員の長時間勤務の実態が明らかになりました。長時間勤務は教職員を肉体的精神的に疲弊させ、健康阻害をもたらしています。長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。また、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ＯＥＣＤ諸国並みに１クラスの学級規模を引き下げる必要があります。 義務教育費国庫負担制度については、国の三位一体改革により、国の負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられました。これにより、教育予算は地方自治体の財政を圧迫しています。自治体の財政状況に左右されることなく、すべての子どもたちが一定水準の教育を受けるためには、国の負担割合を２分の１に復元する必要があります。 豊かな子どもの学びを保障するためには、条件整備が不可欠です。よって、国及び政府関係機関においては、平成 30 年度政府予算編成において次の事項を実現するよう強く求めます。 記 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級を目指すこと。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を２分の１に復元すること。 ３　学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。 ４　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 29 年６月 23 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、復興大臣 【件　　　名】「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続を求める意見書 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難となった子どもを対象に、当初は、平成 26 年度までの間に必要な就学支援を行うことができるよう創設され、平成 27 年度からは、基金方式ではない「被災児童生徒就学支援等事業交付金」として支援が継続されてきました。 交付金による支援を受けている子どもは全国に及び、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。 よって、国及び政府関係機関においては、平成 30 年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続するよう、強く要望します。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成29年６月21日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】核兵器禁止条約の交渉会議への参加と条約実現への努力を求める意見書 　昨年12月23日、国連総会において核兵器禁止条約の制定交渉を本年３月から開始する決議が賛成多数で採択された。 核兵器を条約で禁止し、廃絶することについては、長年にわたって国際社会が強く求めてきたところであるが、我が国は多くの核兵器保有国に同調し、この決議に対し反対票を投じた。 　我が国は、核兵器の非人道性、残虐性を自ら体験した唯一の被爆国として、とりわけ核兵器廃絶への取り組みに積極的に貢献してきたところであり、政府は各国政府と協力して積極的にその役割を果たしていくことが求められている中、この決議に反対し、さらに本年３月に開催された核兵器禁止条約の国連会議（第１回交渉会議）に参加しなかったことは、国民や被爆者に対して背を向ける態度と言わざるを得ない。 　よって、国においては、核兵器により唯一国民が被爆した国として、核兵器廃絶の取り組みを推進するため、６月15日から国連本部で開催されている核兵器禁止条約の制定に向けた第２回交渉会議に参加し、条約の実現に努力するよう強く要望する。 　以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 29 年６月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。 そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。公益財団法人連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書では、７～８割の教員が一月の時間外労働が 80 時間となっていること、一割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされている。明日の日本を担う子供たちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせない。 義務教育費国庫負担制度については、平成 18 年「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられ、いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫していることから、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。 ゆたかな子どもの学びを保証するための条件整備は不可欠であることから、下記事項が実現されるよう強く要望する。 記 １　計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 29 年６月 16 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子ども達の豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。（公財）連合総合生活開発研究所の教職員働き方・労働時間に関する報告書では、７～８割の教員が一月の時間外労働が 80 時間（過労死ライン）となっていること、1 割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされた。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせない。 義務教育費国庫負担制度については、2006 年度から「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。 ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2018 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く求めるものである。 記 1　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 2　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成29年６月23日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 【件　　　名】経営所得安定対策における米の直接支払交付金廃止後の農業・農村の保全対策の拡充を求める意見書 政府においては、多くの農業者の希望に反し、米の直接支払交付金が平成30年度より廃止されます。 この交付金は、主要農作物の生産を行った販売農業者に対し、生産費用と販売価格の差額を補填するものであり、制度創設の当初は、10アール当たり15,000円が交付され、農業の再生産を促し、地域経済を支えてきました。 他方、政府においては、農地中間管理事業を新たに制度化し、農地を集積し、農業の大規模化、効率化を図っており、集積を担う農業生産法人等の経営において、この交付金が大きな収入を占めております。 当市においても、平成28年度の実績で、その交付金は、３億7,000万円余が交付されております。 この巨額な交付金が全て廃止となれば、市内の農業を支えている農業生産法人等の経営が成り立たない事態が危惧されます。 また、農地・農業用施設の維持管理を担う多面的機能交付金制度が創設されていますが、目的別の予算調整に制約があり、現場のニーズに合わない制度となっており、同上の交付金の廃止と相まって、農業・農村の機能の低下が懸念されます。 そうした観点から、米の直接支払交付金廃止後においては、現場のニーズを反映し、その財源により農業・農村の維持や保全に結びつくような多面的機能交付金等の施策の拡充を求めます。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 29 年６月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 【件　　　名】組織的犯罪処罰法改正案の強行成立に抗議する意見書 平成２９年６月１５日の朝、安倍政権は、参院法務委員会での審議を一方的に打ち切り、採決抜きに「中間報告」という異例な手段を使って「共謀罪」法の成立を強行しました。審議するほど矛盾と破綻が明らかになったのが「共謀罪」法案の実態です。 この「共謀罪」は、犯罪を実行に移した段階から処罰する、これまでの日本の刑事法の原則が大きく転換されることになります。犯罪が実際に起こっていない段階でも２人以上で「計画」し、そのうち１人が「実行準備行為」をしたと捜査機関がみなせば、全員を処罰できることになり、憲法に保障された思想・良心の自由をはじめとする基本的人権を侵害する違憲立法です。 それにもかかわらず、政府は「テロ対策」とか「一般人は対象外」「組織的犯罪集団に限定」などと主張してきました。しかし、国会審議での質疑の中で答弁は迷走を続け、審議すればするほど政府の説明は破綻してきました。そのことは国会審議が進むにつれ世論調査にもみられるように、国民の間にも疑問や懸念が増加してきたことからも明らかです。今後、日本において警察など捜査機関による不当な捜査や人権侵害、監視社会になっていくことが大きな不安にもなっています。 参院法務委員会審議を封じ、委員会採決を抜きにした「中間報告」という国会ルールを無視したことは、議会制民主主義を真っ向から否定する暴挙です。また、「共謀罪」法への国民の疑問や異論に何ら答えることなく、さらに、「加計」「森友」問題など政権そのものの疑惑の解明には背を向けながら、「数の力」による強行を繰り返す党利党略のやり方には一片の道理もありません。 今回の「共謀罪」法成立の強行に対して陸前高田市議会の名において、強く抗議するものです。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 29 年６月 21 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、、内閣官房長官、 【件　　　名】地方財政の充実・強化を求める意見書 地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。 一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。 こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながることが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。また、「骨太方針 2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を 2020 年度（平成 32 年度）までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。 本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。 このため、2018 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。 記 １　社会保障、災害対策、環境対策、地方交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。 ２　子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

市町村議会名	意見書の内容
	3　地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。 4　災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015 年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。 5　地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。 　同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。 6　地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。 7　地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。 　同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税４税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 29 年６月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、憲法審査会 【件　　　名】憲法９条の改定に反対し、憲法を生かした政治の実現を求める意見書 安倍首相が突然、憲法施行 70 周年の記念日である５月３日に憲法９条の改定で「自衛隊」を条文に明記し、2020 年の施行をめざすと９条改憲を表明しました。 国会の憲法審査会で審議が行われているにもかかわらず、いきなりオリンピックと結びつけて 2020 年と期限を区切った提案に衆院憲法審査会の自民党幹事からも苦言が呈され、元自民党総裁・元衆院議長も「９条はさわるべきではない」と講演で非難しているように、内閣総理大臣が与党内での協議も合意もないままに憲法９条改定について期限を切って踏み込むことは異常で極めて重大なやり方です。 憲法 99 条は国務大臣、国会議員その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うとなっており、首相が期限を区切って改憲を述べることは憲法擁護義務違反です。 首相の改憲案の９条１項（戦争放棄）と２項（戦力不保持）はそのままで、新たに３項以降に自衛隊を明記することは９条を死文化させるものであり、「専守防衛」を建前としてきた自衛隊の活動は大きく変容し、自衛隊は何の制約もなく海外での武力行使を含む活動ができるようになり、９条を 180 度転換させるもので、絶対に容認できません。 ＮＨＫ世論調査では、憲法９条の改正について「必要ない」が 57％と国民の多数は９条改憲に反対であり、世界に誇る９条を守り、憲法を生かす政治の実現こそが求められています。 よって、二戸市議会は国に対して、憲法９条の改定に反対し、憲法を生かす政治の実現を強く要望します。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 29 年６月 23 日 【提　出　先】岩手県知事、八幡平市長 【件　　　名】県道雫石東八幡平線の道路整備を求める意見書 昭和 40 年、建設に着手した県道雫石東八幡平線（旧称：雫石東八幡平奥地産業開発道路）は、平成７年まで工事が続けられてきたが、トンネル工事の調査時において、乱雑な調査方法により樹木を倒すなどの行為があり、道路建設工事再開断念が、当時の知事から表明され、現在に至っている。 その後、この未開発道路を活用する方策が検討され、既存の「滝の上温泉から松川温泉までの登山道」に、完成している車道から歩道を新設して接続させた。登山道路を利用することにより、道はつながったことになるが、国内でもまれな歩道でつながれた県道となった。この道路の利用実態は、登山客の利用が主で、すでに整備された道路部分の活用効果は、期待できるほどの成果にない状況である。この道路の活用検討委員会による提言では、今後の計画で、登山道を稜線まで新設するなどと謳われているが、利用者が登山客ばかりであれば、これ以上の効果は見込めないものと推測される。 この間、松尾村と雫石町、そして、合併後の八幡平市とで、雫石東八幡平奥地産業開発道路促進協議会が続けられ、現在は、名称を雫石東八幡平線道路促進協議会に変え、その行方を見守ってきた。 そこへ、６年前に東日本大震災が起き、観光客の入込状況は、沿岸部はもとより、内陸も含めて、被災地東北は低迷している。現在、震災復興も進み、観光客の入込状況は、若干の持ち直しが見られるが、依然として低迷している状況にある。この閉塞的な状況を打開するためにも、岩手県、そして、岩手山周辺の観光振興に寄与する、この山岳観光道路をぜひとも完成させ、老若男女、誰でもが素晴らしい岩手山、八幡平の景観を楽しめるように、車道による全面開通を目指すべきである。 先人の道路開通による地域の飛躍的な発展の思いを、何としてでも実現すべく、道路の工事を再開し、開通させることを強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 29 年６月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官、 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元に係る意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。 （公財）連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書では、７～８割の教員が一月の時間外労働が 80 時間（過労死ライン）となっていること、１割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。 よって、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備が不可欠であることから、２０１８年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望します。 記 １　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 29 年６月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 【件　　　名】「テロ等組織犯罪準備罪」を創設しないことを求める意見書 政府は、テロ対策を口実に共謀罪いわゆる「テロ等組織犯罪準備罪」法案を国会に提出したが、この法案は、国民の思想や良心の自由の制限につながる重大な問題を含んでいる。 この法案は、憲法で保障されている思想・信条内心の自由を侵すことはもとより、犯罪の被害が生じた場合にはその行為を懲罰するという近代刑法の原則に反する。また、特定の犯罪が実行される危険性のある合意が成立しているかどうかを捜査するため、市民の会話やメールなどを警察が違法に盗聴することで、監視する社会を生み出すとともに、自白の強制、司法取引による嘘の通告などによる冤罪が増大するおそれがある。 テロ等組織犯罪準備罪の対象とされる組織的犯罪集団の定義も曖昧で、幅広い市民運動や労働運動が監視・弾圧の対象となる危険性が払拭されていない。３月８日の参議院予算委員会において、金田勝年法務大臣が、「準備行為を伴う形での合意を処罰することは事実」であると答弁したように、実際に準備行為を行わなくても、「合意」、すなわち内心を処罰するというのは、過去３回廃案になった共謀罪そのものと何らかわらない。 この間、政府が主張してきた「一般人は対象にならない」、「準備行為を入れて想定した」、「共謀罪を創設しないと国連組織犯罪防止条約を批准できない」、「テロ対策ができない」、「東京オリンピック・パラリンピックが開催できない」などの謳い文句は、国会審議を通じて嘘やごまかしであったことが既に明らかとなっている。 さらに、金田勝年法務大臣は、あろうことか、「議案がでた後に審議すべき」などと、国会での審議を封鎖・妨害する内容の文書をマスコミに流した。これは、審議統制、国会軽視、議会制民主主義の否定の姿勢の表れである。このような人物を法務大臣に任命した安倍首相の責任は重大である。即刻辞任させるべきである。このような状況で法案を審議することは到底納得できない。 よって、「テロ等組織犯罪準備罪」を創設しないことを強く求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	【議決年月日】平成 29 年６月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】日本政府は国連の核兵器禁止条約交渉に参加することを求める意見書 本町は平成８年１１月１１日に下記のような宣言をした。 「我が国は、世界唯一の核被爆国として再び広島、長崎の惨禍を繰り返してはならないと訴えつつ、世界平和の実現に向けて国策を展開しており、金ケ崎町においても平和友好の願いをこめ、外国との姉妹友好都市締結をはじめとする国際親善活動を積極的に推進しているところである。しかしながら、地球上には今なお戦火の絶えない地域があり、核兵器の保有も依然として続けられ、更に核実験中止の国際条約も万全とは言えず、国家間の相互信頼と人類の生存に大きな脅威と危機をもたらしている。相互依存関係の深まった現在の国際社会においては、地方公共団体、企業や諸団体、更には個々人が行う諸外国との交流は、政府が展開する外交政策と補完関係にあり、究極的に我が国の平和と繁栄を維持していく基礎を形成するものと信ずる。金ケ崎町は、日本国憲法に基づき、人類が静穏で安全な環境のもとに、人間としての基本的権利と豊かな生活を追求できるよう、諸外国との国際交流を通じて、核兵器の廃絶と真の平和実現を推進するものとし、ここに『平和国際交流の町』であることを宣言する」。 この宣言からも明らかなように、核兵器廃絶は本町の「町是」と言えるものである。 こうした中で、国際連合で開始された「核兵器禁止条約交渉」に日本政府が反対し、不参加を決めたことは極めて遺憾である。 昨年１２月２４日の交渉開始に関する国連総会での採決の結果は、賛成１１３カ国、反対は日本を含めて３５カ国、棄権１３カ国であった。国連総会では今秋にも条約が採択されるといわれている。 国連総会で圧倒的多数の国々が賛成した原動力は、日本の被爆者による長年の地道な核兵器廃絶運動である。 核兵器禁止条約が締結・発効すれば、生物・化学兵器のように核兵器は国際法上「違法」になり、北朝鮮に核兵器開発を断念させることにつながると考える。 以上の理由から、日本政府が国連の核兵器禁止条約交渉にすみやかに参加し締結のため努力することを強く求める。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	【議決年月日】平成 29 年６月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案の慎重な審議を求める意見書提出について 政府は、３年後の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功させる為として、「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を、今年３月２１日に閣議決定し、国会に提出した。 政府は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）」を締結するために不可欠な国内法の整備であるとしている。 政府は、締結のためには「テロ等準備罪」の新設が必要としているが、条約の一部を留保して締結することが可能とする見解や、個別の法律ごとに必要性を検討し、一部に予備罪を設けることで条約の要請を満たすことができるとの見解もある。 また、政府は「テロ等準備罪」について、処罰の対象を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」としたことで、一般のＮＰＯ法人や企業、労働組合が処罰の対象にならないことが明確になったとしている。しかし、これら団体が「準備行為」をしたということで、容易に組織的犯罪集団と判断される可能性がある。ましてや、それを判断するのは捜査機関であり、恣意的な捜査が行われることも懸念され、国民の権利や自由が大きく制限されることにもつながりかねない。 「監視社会化を招き、市民の人権や自由を広く侵害するおそれが強い本法案の制定に強く反対する」（日本弁護士連合会）、「現行法で、十分なテロ対策が可能であるにもかかわらず、共謀罪（テロ等準備罪）を新設しなければ東京オリンピックを開催できないというのは、オリンピックを人質にとった詭弁であり、オリンピックの政治的利用である」（日本ペンクラブ）など、野党、多くの学者、文化人、ジャーナリストから、過去に３度廃案になった「内心を処罰する共謀罪法案」と何ら変わりないという強い批判がある。また、国連のプライバシー権に関する特別報告者が、プライバシー権や表現の自由への過度の制限になると強い懸念を示し、日本政府に「質問状」を送付した。 こうした中、審議不十分な状態で衆議院を５月２３日に通過させたことは極めて遺憾である。 以上から、国会及び政府に対し、「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案は、参議院では今国会での成立にこだわることなく、国民の不安や疑問を完全に払拭するよう徹底的に審議し、「強行採決」しないことを強く求める。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
普　代　村	【議決年月日】平成 29 年６月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには、教職員定数改善などの施策が重要課題となっています。 公益財団法人連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書によると、７～８割の教員が一月の時間外労働が 80 時間（過労死ライン相当）となっていること、また 1 割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせないものであります。 義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から 3 分の１に引き下げられ、いくつかの自治体では厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われており地方自治体の財政を圧迫しています。 子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられ、子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、国の施策として財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠であります。 よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう要請いたします。 記 1　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 2　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定による意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 29 年６月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、そのためには、教職員定数の改善などの施策が最重要課題となっています。 公益財団法人連合総合生活開発研究所発行の『日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する研究委員会報告書』からは、７～８割の教員が１か月の時間外労働が 80 時間（過労死ライン相当）となっていることは明らかです。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数の改善は欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は国が果たさなければならない大きな責任の一つです。 よって、２０１８年度政府の予算編成において下記事項の実現について、強く要望します。 記 １　計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 29 年６月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。 また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。 しかしながら、一昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっています。 こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えます。 よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
九　戸　村	【議決年月日】平成 29 年６月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 学校現場における課題が複雑・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。(公財) 連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書によると、７～８割の教員が一月の時間外労働が 80 時間（過労死ライン相当）となっていること、１割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちがどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。 記 １　計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 29 年６月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、平成 30 年度政府予算拡充を求める意見書 子どもの学ぶ意欲や主体的な取り組みを育む学校教育の役割は重要であり、その条件整備は不可欠である事から、計画的な教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充について、特段の配慮をされたい。 理由 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。公益財団法人連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書によると、７～８割の教員が一月の時間外労働が 80 時間となっていること、1 割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされたところである。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせないものである。 義務教育費国庫負担制度については、平成 18 年「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられ、いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している状況である。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう要請する。 １　子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 29 年６月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】核兵器禁止条約の国連交渉会議への参加と条約実現への努力を求める意見書 　本年６月から始まる核兵器禁止条約の国連交渉会議に参加し、条約実現に努力するよう求める。 　理由 　本年３月に核兵器禁止条約の国連交渉会議の第１会期が 115 ヶ国以上の参加で開かれ、本年秋の国連総会に向けて核兵器禁止条約を実現させるため、本年６月から始まる第２会期において核兵器禁止条約の条文を決めることとしたところである。 　しかし、日本政府はアメリカなど核保有国が参加していないことを理由にして国連交渉会議の第１会期に不参加であった。 　世界で唯一の被爆国でありながら、核保有国に追随して国連交渉会議に参加しないことは、「核兵器のない世界」を求める国民・被爆者の願いにも、世界世論にも反するものである。 　国においては、唯一の被爆国として、核兵器禁止条約の国連交渉会議の第２会期に参加し、条約実現に努力するよう要請する。 　以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 29 年６月 14 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】安全・安心の医療・介護実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書 　長寿世界一を誇る日本の医療は、今日まで医師・看護師をはじめとする多くの医療従事者の懸命な努力で支えられてきました。しかし、現在の医療・介護現場では長時間過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まり、介護を必要とする高齢者の増加などで、医療・介護従事者の労働環境は悪化し離職者も後を絶たず、深刻な人手不足になっています。 　東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。 　看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・介護を実現することが必要です。 　以上の趣旨から、安全・安心の医療・介護実現と夜勤交替制労働の改善を図るための対策を講じられるよう、下記の事項を要望します。 記 １　医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働者の労働環境を改善すること。 ⑴　１日８時間を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など労働環境改善のための規制を設けること。 ⑵　夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。 ⑶　介護施設などにおける１人夜勤を早期に解消すること。 ２　安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。また、医師等の地域偏在を解消すること。 ３　患者・利用者の自己負担を減らすこと。 　以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 29 年６月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。公益財団法人連合総合生活開発研究所の「日本における教職員の働き方・労働時間の実態に関する調査研究報告書」によると、７～８割の教員が一月の時間外労働が 80 時間（過労死ライン相当）となっていること、１割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方をするためには長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要望します。 記 １　計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 29 年６月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣 【件　　　名】「テロ等準備罪」（共謀罪）創設について慎重な審議を求める意見書 政府は、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策を口実に、国民の強い反対で過去３度も廃案になった「共謀罪」と同趣旨の法案を閣議決定し、今国会に提出しました。去る５月 19 日には衆議院法務委員会で強行採決され、30 日から参議院法務委員会で審議されています。 政府は名称を「テロ等準備罪」と改め、適用対象や構成要件などを変更し、対象犯罪数を 676 の犯罪から、組織的犯罪集団が関与することが現実的に想定される 277 の犯罪に限定しましたが、対象となる「組織的犯罪集団」の定義はあいまいで、拡大解釈が可能なうえ、それにあたるかどうかは捜査当局の判断に委ねられています。乱用されれば、思想の抑圧、人権侵害や市民監視の強化など、憲法が保障する基本的人権を侵すことになりかねないとの不安があります。 日本は国連の 13 本のテロ防止関連条約をすべて締結しており、それに対応して整備した国内法や現行の刑法で十分に対応可能で、国際的な要請として「共謀罪」新設が本当に必要か疑問です。 「共謀罪」は謀議に加わるだけで処罰できる、すなわち個人の内心や思想そのものを処罰対象にしようとするもので、実際の行為や結果が生じなければ罪には問われない現刑法の基本原則に反しており、このことも国民に不安をもたらしています。 以上の趣旨から、政府に対し、「テロ等準備罪」（共謀罪）の審議にあたっては、これらの国民の不安を払拭するような丁寧な説明と、慎重な審議を強く要望します。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。